

# 「プールの安全標準指針」

## 概要

～プール施設の現場の職員の方へ～



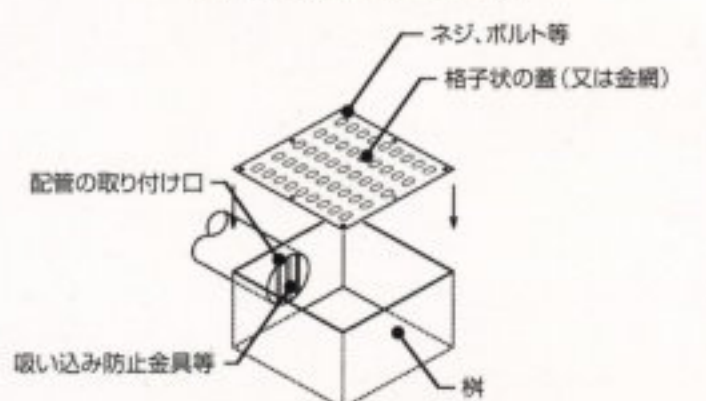
文部科学省



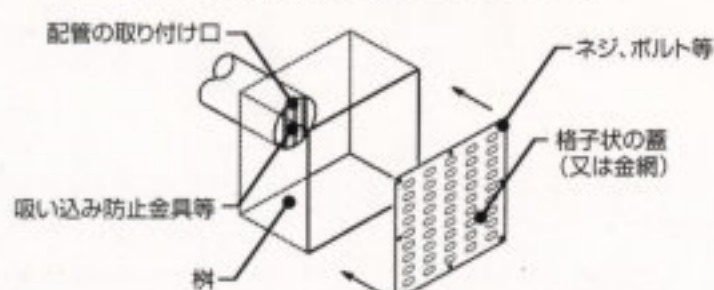
# 「プールの安全標準指針」の策定について

文部科学省及び国土交通省は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について「プールの安全標準指針」を策定しました。この指針は、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対し、国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものです。プール施設の現場で従事される方向けに日常の業務に係る箇所についてご紹介いたします。日常の業務においてご参考いただき、より一層の安全確保の促進に効果的に活用されることを期待いたします。

## 排(環)水口の例



プールの底に取り付けられている例



プールの壁に取り付けられている例

## 吸い込み防止金具の例



吸い込み防止金具の例



取り付け例

出典) 健康運動施設開発機構



# 排（環）水口について

## 二重構造の安全対策

- 吸い込み事故を未然に防止するため、
  - ・排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させる
  - ・配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すことが必要です。

## 考え方・仕様

- 清掃及び点検の際の不注意等による吸い込み事故や、子どものいたずらによる事故等を防止するため十分な安全対策を施すことが必要です。
- 蓋等は、重みがあっても水中では浮力により軽くなります。子どもが数人で動かしたと考えられる事故例があることから、ネジ、ボルト等により固定されることが必要です。

## 異常が発見された場合

- 施設不備がある場合は必要な改修が終了するまで利用を停止することが必要です。



# 使用期間前後の点検

## 使用期間前後の点検

- 点検チェックシートを作成し、点検・整備を確実に行うことが必要です。〔参考 使用期間前の点検チェックシートの一例〕参照
- 排(環)水口については、水を抜いた状態で、
  - ・蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、
  - ・蓋等やそれを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと
  - ・配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認することが必要です。  
必要な場合は専門業者による確認、点検・修理を行うことが必要です。
- 清掃や点検のため排(環)水口の蓋等をはずす場合は、
  - ・ポンプが停止していること
  - ・水が完全に抜けたことを確認してから行い、作業後、ネジ、ボルト等で正常な位置に固定しておくことが必要です。
- 吐出口についても、排(環)水口に準じた点検・整備を行うことが必要です。

## 異常が発見された場合

- 異常が発見された場合は
  - ・直ちに設置管理者に報告する
  - ・プール使用期間前に修理を施すことが必要です。



# 日常の点検及び監視

## 日常の点検

- 毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、目視、触診及び打診によって点検を行い、排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されていることを点検することが必要です。
- 点検にあたっては、点検チェックシート等を作成し、これを用いて確実に行うことが必要です。

## 監視

- 監視員及び救護員の配置は、施設の規模、曜日や時間によって変わる利用者数等に応じて適切に決定することが必要です。
- プール内で起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法等について十分な知識を持って業務にあたることが必要です。
- プール内での事故を防止するため禁止事項を定め、利用者に対し周知を行い、違反者に対し適切な指導を行うことが必要です。
- 監視員は、排(環)水口周辺は重大事故につながる恐れのある危険箇所であること等、事故防止のための知識を十分に認識しておくことが必要です。



# 緊急時への対応

## 異常を発見したら

- 利用者に危害が及ぶ可能性のある施設の異常が発見された場合は、以下の対応をとることが必要です。
  - ・危険箇所に遊泳者を近づけない措置をとる
  - ・遊泳者を速やかに避難させ、プール使用を中止する
  - ・プールの使用を中止した場合は、当該箇所の修理が完了するまでプールを使用しない
  - ・排(環)水口の異常が発見された場合は循環または起流ポンプを停止する

## 人身事故が起きたら

- 人身事故が起きた場合は、以下の対応をとることが必要です。
  - ・傷病者を救助し、安全な場所へ確保する
  - ・適切な応急手当を行う
  - ・二次災害を防止する上で必要な場合は、遊泳者を速やかにプールサイドに避難させる等の処置を行う
  - ・必要に応じて救急車を要請し、緊急対応の内容に従い関係者に連絡する

## 周知

- 緊急時の対応を確実にを行うには、就業前の教育・訓練の実施、緊急時の初動心得の掲示、毎日始業終業時に行う全体ミーティングにおける確認等により周知徹底することが必要です。



〔参考 使用期間前の点検チェックシートの一例〕

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県をもとに作成

プール施設設備の使用期間前点検表(例)

施設名	プール名	
点検者	点検日	年 月 日 ~ 年 月 日
点検項目	点 検 内 容	
施設全体	プール全体の施設設備の点検は行ったか	
	適・否	
プール本体	プール本体、付属設備等はよく清掃されているか	
	適・否	
	給排水及び清掃が容易な構造か	
プール本体	床洗浄水等の汚水が周囲から流入しない構造か	
	適・否	
	適当数の水深表示があるか	
プールサイド	滑り止めの構造となっているか	
	適・否	
給水設備	利用者に危害を及ぼす異物等がないか	
	適・否	
給水設備	プール水給水管から飲料水系への逆流防止構造となっているか	
	適・否	
排(環)水口	補給水量等を把握するための専用の量水器等が設置されているか	
	適・否	
排(環)水口	蓋等や、吸い込み防止金具等はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか	
	適・否	
消毒設備	蓋等や、吸い込み防止金具等及びそれらを固定しているボルト、ネジ等は腐食、変形及び欠落がないか	
	適・否	
	薬剤の種類:	薬剤タンクの容量: ℓ
	薬剤連続注入装置は良好に作動するか	
消毒設備	適・否	
	薬剤の保管場所は適当か	
	適・否	
消毒設備	薬剤の保管状況は良好か	
	適・否	
	浄化設備はよく清掃されているか	
浄化設備	適・否	
オーバーフロー水	再利用の場合、排水・床洗浄水等の汚水が混入しない構造か	
適・否		
区画区分	多様な利用形態に応じた区画区分がなされているか	
適・否		
更衣室	男女別に区別されているか	
	適・否	
	双方及び外部から見通せない構造か	
更衣室	適・否	
	利用者の衣類を安全に保管できる設備が整備されているか	
	適・否	
洗浄設備	シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか	
適・否		
便所	男女別に、十分な数があるか	
	適・否	
	よく清掃されているか	
便所	適・否	
	専用の手洗い設備があるか	
	適・否	
換気設備	効果的な換気が行える換気設備があるか	
	適・否	
換気設備	故障又は破損のものはないか	
	適・否	
照明設備	水面及びプールサイド等で十分な照度を有するか	
	適・否	
照明設備	故障又は破損のものはないか	
	適・否	



点検項目	点検内容	点検結果
くすかご	適当な場所に十分な数を備えてあるか	適・否
資材保管設備	測定機器等の必要な資材は適切に保管されているか	適・否
採暖室等	採暖室又は採暖槽は、よく清掃されているか	適・否
掲示設備	利用者の注意事項、利用時間、プール全体の見取り図等を利用者の見やすい場所に見やすい大きさに掲示してあるか	適・否
管理体制	プールの維持管理体制が整備されているか	適・否
	維持管理マニュアルが整備されてあるか	適・否
緊急連絡体制	緊急時の連絡体制が整備されているか	適・否
管理責任者	管理責任者は、それぞれの役割を確認させているか	適・否
	管理責任者は安全・衛生に関する講習会を受講しているか	適・否
衛生管理者	水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識を有しているか	適・否
監視員	監視員としての業務が遂行できるか	適・否
	十分な数の監視員が確保されているか	適・否
	腕章、帽子等で利用者が容易に認識できる措置がなされているか	適・否
救護員	救急救護訓練を受講しているか	適・否
	緊急時に速やかな対応が可能となるよう配置されているか	適・否
従業者に対する 研修、訓練	研修は行ったか	適・否
	訓練は行ったか	適・否
排(環)水口の 表示等	排(環)水口の位置をプール全体の見取り図に明示し、提示してあるか	適・否
	排(環)水口は吸排水口付近の壁又は底面等にその存在を明示してあるか	適・否
	プール全体の見取り図に排(環)水口の明示方法を明記してあるか	適・否
監視所等	監視所はその機能を十分に発揮できる位置に設けてあるか	適・否
	監視台はプール全体を容易に見渡せる位置に相当数を設けてあるか	適・否
管理日誌	備えてあるか	適・否
	3年間保管してあるか	適・否
救命救護器具等 の配置	救命具(浮輪等)は、プールサイド等に適切に備えてあるか	適・否
	救護室等には、ベッド、担架、救急薬品等が備えてあり、いつでも使用できる状態になっているか	適・否
	監視所に、電話、緊急時の連絡先一覧表等が備えてあるか	適・否

文部科学省 スポーツ・青少年局 企画・体育課

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

TEL 03-5253-4111 (内線2672) <http://www.mext.go.jp/>